

令和7年度京都市高齢者新型コロナワクチン・インフルエンザワクチン接種広報業務委託
公募型プロポーザル参加者募集要項

1 委託業務の名称

令和7年度京都市高齢者新型コロナワクチン・インフルエンザワクチン接種広報業務

2 委託業務の内容

別紙仕様書のとおり

3 委託金額の上限等

金6,400千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 応募資格

プロポーザルに参加する資格を有するものは、次の要件を全て満たしていること。

- (1) 本事業の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加する者であること。なお、複数の企業がコンソーシアムを構成して応募することを可能とする。コンソーシアムを構成する場合にあっては、応募申請書（様式1）に構成団体等を記入して提出すること。
- (2) 京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規則第22条第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録している者若しくは京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者
〔参考〕京都市競争入札等取扱要綱（一部抜粋）
（競争入札の参加者の資格）
第2条 競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格を有するものでなければならない。
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
 - (2) 引き続き1年以上当該営業を営んでいること。
 - (3) 次に掲げるものを滞納していないこと。
 - ア 所得税又は法人税
 - イ 消費税
 - ウ 本市の市民税及び固定資産税
 - エ 本市の水道料金及び下水道使用料
 - (4) (略)
 - (5) 前号に定めるもののほか、法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営

んでいること。

- (6) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (3) 公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱に基づく競争入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。
- (5) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (6) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (7) 複数の企業がコンソーシアムを構成して応募する場合にあっては、その代表者及び構成員の全てが(1)～(6)に該当していること。
また、コンソーシアムの構成員が本募集の他の応募者（コンソーシアムの場合はその代表者及び構成員）でないこと。

5 質問及び回答

(1) 質問受付期間

募集要項を京都市情報館に掲載した日から、令和7年7月11日（金）正午まで

(2) 質問の方法

「11 問い合わせ先及び提出先」のメールアドレスに質問内容を送信すること（メールの件名に「【京都市高齢コロナ・インフル広報質問】」と記載すること。）とし、送付後に電話で送達確認を行うこと。

コンソーシアムの場合は、代表となる法人又は個人を定め、代表となる者（以下、「コンソーシアム代表者」という。）が質問を送付すること。

なお、電子メール以外の方法による質問は、一切受け付けない。また、受託候補者の選定方法に関する質問は一切受け付けない。

(3) 回答

令和7年7月14日（月）午後5時までに全ての質疑及び回答について、本市のホームページに掲載する（応募に関連性がないと本市が判断した質問には回答しない）。ただし、やむを得ない事情により回答が遅れる場合には、その旨をホームページに掲載する。

6 応募申請書等の提出

(1) 提出書類

以下のア～クの書類の提出が、プロポーザル審査への参加条件となる。

なお、イ～エの資料については、コンソーシアムの場合、プロポーザル審査への応募時点ではコンソーシアム代表者に係るもののみの提出で差し支えないが、

契約締結時には全てのコンソーシアム構成員のものを提出する必要があることに留意すること。

ア 応募申請書（様式1）…1部

京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規則第22条第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録していない場合は、応募申請書に以下の書類を添付すること（コンソーシアムを構成する場合は、全ての構成員が対象）。

- ・納税証明書（国税等及び京都市税）※申請日前3か月以内発行のもの…1部
- ・調査同意書（水道料金・下水道使用料）…1部

なお、調査同意書（水道料金・下水道料金）については、本市内に事業所等を有さない者は提出不要とする。

- ・誓約書…1部

イ 法人登記に係る全部事項証明書 ※申請日前3か月以内発行のもの…1部

ウ 会社概要（様式2）…1部

※ 会社の概要が分かるパンフレットがあれば添付すること。

エ 類似業務実績一覧（様式3）…6部

※ 過去5年間（令和2年度～6年度）に受託した業務のうち、特に本業務と類似していると考えられる業務5件を抽出し記載すること。

オ これからの1000年を紡ぐ企業認定、KES等の認証若しくは障害者法定雇用率（2.5%）の達成をしているかが分かる書類（該当する場合のみ）（任意様式）…1部

カ 企画提案書（A4判縦長横書き 任意様式）…計6部

- ・仕様書及び下記7(2)「選定基準」に基づき作成し、6部提出すること。
なお、企画提案書については、6部のうち社名ありを1部、社名なしを5部提出すること。
- ・表題は「令和7年度京都市高齢者新型コロナワクチン・インフルエンザワクチン接種広報業務委託公募型プロポーザルに関する企画提案書」とすること。
- ・提案内容は、専門知識を有していない者でも理解できるよう分かりやすい表現内容とすること。
- ・企画提案書には、以下の項目について順番に記載すること。
 - ① 実施方針
 - ② 実施体制
 - ・業務管理者の経歴
 - ・連絡体制（緊急時含む）
 - ・再委託業者を活用する場合は、その企業名や活用規模等
 - ③ 業務実施計画

- ・業務スケジュール
- ・業務フローチャート
- ・広報計画

キ ポスター及びチラシ案…各6部

以下の事業概要案の情報を参考に、対象者（65歳以上の方等）に制度を広く周知するため、高齢者に分かりやすく、伝わりやすいポスター（B3判・横・カラー）及びチラシ（A4判・縦・カラー）の案をそれぞれ制作し、各6部を提出すること（ポスター及びチラシには、高齢者新型コロナワクチン・インフルエンザワクチン接種の両内容を盛り込むこと）。

※ イラストを使用する場合は、許可なく他者の著作物を使用しないこと。

ただし、提案者が著作権を有し、又は利用承諾を得ている著作物及びフリー素材の著作物は使用可。

※ 様々な広報媒体で使用可能な汎用性のあるデザインにすることが望ましい。

<事業概要案>

(ア) 対象者

京都市民で

65歳以上の方又は60～64歳で日常生活を極度に制限される障害がある方
（心臓、腎臓、呼吸器の機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害）

(イ) 接種場所

京都市定期予防接種 協力医療機関

(ウ) 接種期間

令和7年10月15日～令和8年1月31日（予定）

※ 令和6年度は、季節性インフルエンザの流行により実施期間を1か月延長し、令和6年10月15日～令和7年2月28日まで実施。

※ 接種期間については決定し次第、受注者に共有する。

(エ) 問合せ先（令和7年9月～11月設置予定）

京都市高齢者新型コロナワクチン等定期接種コールセンター

※ TEL、FAXについては決定し次第、受注者に共有する。

(オ) 接種料金

<高齢者新型コロナワクチン>

自己負担区分	令和7年度
75歳以上	5,000円
65～74歳	7,500円
生活保護受給者・中国残留邦人等支援給付受給者	無料

<高齢者インフルエンザワクチン>

自己負担区分	令和7年度
75歳以上	1,000円
65～74歳	1,500円
生活保護受給者・中国残留邦人等支援給付受給者	無料

(カ) 接種方法

下表のとおり、各医療機関へ直接予約のうえ接種。

区分	方法
生活保護受給者・中国残留邦人等支援給付受給者	① 区役所・支所で「生活保護等受給証明書」を申請 ② 直接医療機関へ予約のうえ、同証明書を持参
上記以外の対象者	直接医療機関へ予約

ク 見積書（任意様式）※税込み…6部

- ・ 委託業務実施に当たっての見積書を6部提出すること。
- ・ 見積書は、提案された業務の一切に係る積算根拠を明示すること。
- ・ 見積書の項目は、仕様書「4 業務内容等」の各項目から抜粋するものとするが、業務全体を通じた管理費等、複数の業務に共通するものについても、各項目に含めて記載すること。なお、見積書のうち1部には社名を記載し、5部には社名なしのものを提出すること。

<見積書作成の留意点>

- ・ 宛先は京都市長とすること。
- ・ 消費税及び地方消費税相当額は、10%で計上するとともに、消費税及び地方消費税相当額は内書きで記載すること。
- ・ 企画費等で計上するものについては、単に「一式」とせず、業界平均単価（自社の料金表等）等により積算根拠を明示すること。
- ・ 見積書の対象経費については、本業務に必要な経費を全て計上することができることとする。

(2) 提出方法

「11 問い合わせ先及び提出先」まで持参、又は郵送すること（持参する場合には事前に電話連絡をすること）。

(3) 提出期限

令和7年7月17日（木）午後5時厳守

- ※ 持参の場合は土、日を除くこととする。
- ※ 期間を超えたものは、いかなる理由をもっても受け付けない。
- ※ 受付期間の終了後、提出書類の変更等は一切受け付けない。

(4) その他

- ・ 提出書類は理由のいかんにかかわらず返却しない。また、提出期限以降における企画提案書の差替え及び再提出は認めない。
- ・ 採択された提案は、受託候補者選定後、本市との協議により、修正又は変更をする場合がある。
- ・ 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

【参考】提出書類一覧

提出書類	様式	部数	備考
応募申請書	様式1	1部	
法人登記に係る全部事項証明書		1部	
会社概要	様式2	1部	
納税証明書(国税等及び京都市税)		1部	一般競争入札有資格者名簿又は指名競争入札有資格者名簿に登録していない場合のみ
調査同意書(水道料金・下水道使用料)		1部	
誓約書		1部	
類似業務実績一覧	様式3	6部	
これからの1000年を紡ぐ企業認定、KES等の認証若しくは障害者法定雇用率(2.5%)の達成をしているかが分かる書類	任意様式	1部	該当する場合のみ (SDGsに資する取組の加算要素となります)
企画提案書	任意様式	社名あり1部 社名なし5部	A4判縦長横書き
ポスター案	B3判横 カラー	6部	
チラシ案	A4判縦 カラー	6部	
見積書	任意様式	社名あり1部 社名なし5部	

7 受託候補者の選定方法

(1) 選定方法

- ア 提出された見積金額が委託金額の上限を超えている場合は、失格とする。
- イ 企画提案書に、選定基準に示す項目や企画提案書等作成要領の事項が記載されていない場合、又は、提案内容が仕様書を満たしていない場合は失格とする。
- ウ 提出された書類を、別で定める「令和7年度京都市高齢者新型コロナワクチン・インフルエンザワクチン接種広報業務委託候補者選定委員会において、下記「(2)選定基準」に基づき審査し、最も高い評価点かつ審査結果が60点を超えるものを受託候補者として選定する。なお、必要に応じてヒアリング等を実施することがあるが、その場合は、改めて日時等を通知する。

エ 応募者が1社の場合でも審査は成立することとする。

オ 本市における審査の結果（選定した受託候補者の住所又は所在地、商号又は名称及び代表者氏名並びに契約予定金額（見積書に記載された金額））は文書により、応募申請書を提出した者全員に通知する。

また、本市ホームページにおいて参加事業者及び評価結果を公表する。

(2) 選定基準

審査項目		審査の視点	点数
応募者の実績等	市内中小企業	・応募者が市内中小企業…5点 ・上記以外…0点	5点
	過去の関連業務の実績	同種・類似の事業経験が十分であり、成果を上げているか	10点
	SDGsに資する取組	これからの1000年を紡ぐ企業認定、KES等の認証若しくは障害者法定雇用率を達成しているか	5点
広報	広報デザイン	高齢者に分かりやすく、伝わりやすいデザインであるか	25点
	校正・納品	・本市の要請に基づいて、的確かつ迅速に版下の校正（再校正）を行える体制を構築しているか ・本市の要請に基づいて、広報物の印刷、配送、納品等を適切に行える体制か	20点
	独自広報	・広報計画が合理的であるか ・独自広報の手法が高齢者に効果的であるか	25点
見積金額	企画提案の内容に応じて価格は抑えられているか	以下の式により配点する。ただし、小数点以下は切り捨てる。 $10点 \times (\text{受託希望者中の最低見積額}) / (\text{各受託希望者の見積額})$	10点
合計			100点

8 委託契約の締結

(1) 契約の締結等

ア 選定した受託候補者と契約条件を確認及び協議のうえ、随意契約を行う。

イ 受託候補者となった者は、速やかに所定の契約書を提出しなければならない。

ウ 受託候補者となった者がア及びイの手続を行わないときは、当該委託業務に係る契約は締結されなかったものとみなす。この場合、次点の者を受託候補者として選定する。

(2) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

(3) 契約金額

原則として、提案書類提出時に提出された見積書に記載された金額をもって契約金額とする。

ただし、協議により双方合意の上、金額を変更することがある。

9 契約の解除

契約締結後であっても、次の場合に契約を解除し、受託者を変更することがある。

また、この場合、委託料は一切支払わない。

- (1) 企画提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合
- (2) 受託者に重大な瑕疵がある場合
- (3) 事務遂行の意思が認められない場合
- (4) 事務遂行能力がないと認められる場合
- (5) その他、契約を継続するに耐えない事情がある場合

10 その他

- (1) 応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に本市と連絡調整を行うこと。
- (3) 本事業を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て本市に帰属するものとする。
- (4) 提出書類は、公文書公開請求があった場合に公開することがある。
- (5) 受託候補者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に再委託してはならない。また、業務の一部を第三者に再委託しようとするときは、事前に本市に対し、再委託先の名称、代表者氏名、その他必要な事項を通知し、その承認を得なければならない。さらに、その場合、当該再委託先に対し、仕様書に定める受託候補者の義務と同等の義務を負わせるとともに、本市に対して、当該再委託先の全ての行為及びその結果についての責任を負うこととする。

1.1 問い合わせ先及び提出先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地（北庁舎3階）

京都市役所保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課

予防接種担当（担当：西村、長井）

TEL 075-222-4421

FAX 075-708-6212

メールアドレス vaccines-kyoto@city.kyoto.lg.jp

【参考】受託者選定に係るスケジュール（予定）

令和7年7月 4日（金）	公募開始
7月11日（金）正午	質問受付締切
7月14日（月）	質問回答期限
7月17日（木）	応募申請書等提出締切
～7月25日（金）	企画内容のヒアリング（適宜）
7月 下旬	選定結果の通知、受託候補者決定
業務委託契約の締結	選定結果の通知後速やかに

※スケジュールはやむを得ない事情によって、変更することがある。